

**「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」に基づく
避難施設を新たに指定しました**

千葉市では、武力攻撃事態等において、住民の方の避難および避難住民の救援を的確かつ迅速に実施するため、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）（以下「国民保護法」という）」に基づき避難施設を指定しています。このたび、新たに3カ所の避難施設を指定しましたので、お知らせします。

1 対象施設・所在地・収容人数

- (1) 千葉中央コミュニティセンター 地下駐車場（地下2階～地下3階）
千葉市中央区千葉港2番1号
収容人数 8,957人
- (2) 千葉県幕張新都心地下駐車場（管理に係る施設を除く）
千葉市美浜区中瀬二丁目2番3（第一駐車場）
収容人数 10,892人
- (3) 千葉県幕張新都心地下駐車場（管理に係る施設を除く）
千葉市美浜区中瀬一丁目113番1（第二駐車場）
収容人数 19,760人

2 指定日

令和4年9月16日（金）

3 公表方法

以下の市ホームページに掲載

【URL】 <https://www.city.chiba.jp/somu/kikikanri/kikikanri/kokuminhogo24.html>**<参考>****1 国民保護法に基づく避難施設の指定**

国民保護法第148条第1項及び同法第184条1項により、武力攻撃事態等において、避難する住民の受け入れ等を行うことを想定した施設として避難施設を指定しています。

なお、同法の規定により、政令指定都市の地域については、政令市市長が避難施設の指定を行います。

2 指定済みの避難施設

施設名	住所	収容人数
駅前地下道 (歩道 クリスタルサブナード)	中央区富士見1丁目1-1地先	1,174人
駅前地下道 (歩道 千葉駅東口第2自転車駐車場)	中央区富士見1丁目1-1地先	1,551人
千葉駅前地下歩道 (タクシープール)	中央区新千葉1丁目1-1地先	440人